

一宮町健康ポイント事業実施要綱を次のように定める。

令和4年4月13日

一宮町長

馬淵 昌也



一宮町告示第 34号

一宮町健康ポイント事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、第2条に規定する「一宮町健康ポイント事業」の実施に当たり、必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 「一宮町健康ポイント事業」(以下「本事業」という。)とは、千葉県(以下「県」という。)と連携し、町民の主体的な健康づくりの取組を支援するため、町民が、健康づくりメニューに取り組み、一定以上のポイントを獲得すると、県の承認を受けた協賛店で優待サービスを受けることができる。

(用語の定義)

第3条 本要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) ポイント 本事業の対象者が、事業の対象となる活動を行うことにより取得できるもので、町民が健康づくりを成果として確認できるために付与するものをいう。
- (2) ち〜バリュ〜カード 第2条に定める優待サービスを受けるために必要なカードで、県が制定した「元気ちば!健康チャレンジ事業実施要綱」第3条の規定するカ

ードをいう。

- (3) ち〜バリュ〜の店 第2条に定める県の承認を受けた協賛店で、「ち〜バリュ〜カード」を提示する者に対し任意に定めたサービスを提供する店舗等をいう。

(事務の範囲)

第4条 本事業において、一宮町（以下「町」という。）は次の各号に定める事務を行う。

- (1) 本事業の普及啓発に関すること。
- (2) 「ち〜バリュ〜カード」の交付に関すること。
- (3) 「元気ちば！健康チャレンジ事業」の広報に関すること。
- (4) その他本事業の実施に関すること。

(対象者)

第5条 本事業の対象者は、町内に住所を有する18歳以上の者とする。

(対象活動)

第6条 本事業の対象となる活動（以下「対象活動」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 特定健康診査又は健康診断
- (2) がん検診等
- (3) 町が実施する健康づくり関連事業
- (4) 個人が自己の健康目標の達成のために自主的に行う健康づくり活動

(参加方法)

第7条 本事業に参加しようとする者は、町長が別に定めた「一宮町健康ポイント申請用台紙」（別記第1号様式）にて、ポイントを獲得するものとする。

(「ち〜バリュ〜カード」の交付基準)

第8条 「ち〜バリュ〜カード」は、第6条第1項に規定する対象活動に取り組み、対象期間内に一定以上のポイントを獲得した者に限り交付するものとする。

- 2 前項に定める一定以上のポイントは、町が県と協議の上決定し、町民に周知するものとする。

(ポイントの付与)

第9条 町長は、対象者が対象活動を行ったときは、第7条に規定する申請用台紙にポイントを付与するものとする。

- 2 前項の場合において、その付与の方法は、当該申請用台紙に対象者が記入するものと

する。

- 3 ポイントが付与される期間は、当該年度内とする。
- 4 ポイントを翌年度に繰り越すこと、及び第三者に譲渡することはできない。
- 5 当該申請用台紙は、1年度につき1人1枚交付する。（「ち〜バリュ〜カード」の取扱い等）

第10条 「ち〜バリュ〜カード」の交付を求める者は、第7条に規定する申請用台紙を町へ提出しなければならない。

2 町は、前項の当該申請用台紙の提出があった場合において、提出した者が、一定以上のポイントを獲得した者に該当すると認められる場合には、その者に対し、「ち〜バリュ〜カード」を交付するものとする。交付する際には、「ち〜バリュ〜カード」裏面の所定の位置に使用期限及び氏名を記載するものとする。

3 前項の場合においては、必要に応じ、当該申請用台紙を提出した者に対して本人であることを証する書面の提示等を求めることができるものとする。

4 「ち〜バリュ〜カード」の交付を受けた者が、紛失、毀損等の理由によって再交付を求める場合には、「ち〜バリュ〜カード再交付申請書」（別記第2号様式）を町へ提出しなければならない。

5 第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

6 第1項又は第4項の申請により、「ち〜バリュ〜カード」の交付を受ける者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 「ち〜バリュ〜の店」でサービスを受けることができるのは、「ち〜バリュ〜カード」の裏面に記載された氏名の者のみである。

(2) 「ち〜バリュ〜の店」でサービスを受ける場合は、「ち〜バリュ〜カード」を提示しなければならない。

(3) 前号の場合のほか、サービスの提供に当たり、「ち〜バリュ〜の店」が別途条件を定めている場合には、当該条件を遵守しなくてはならない。

(4) 「ち〜バリュ〜カード」を複製したり他人に譲渡又は貸与したりするなどしてはならない。

(5) 「ち〜バリュ〜カード」の使用期限を超えて使用してはならない。

(6) その他、「ち〜バリュ〜カード」の利用に関し、町及び県並びに「ち〜バリュ〜の店」に損害等を及ぼす行為等、不適当な行為はしてはならない。

- 7 第2項及び前項第5号の使用期限は、「ち〜バリュ〜カード」の交付（再交付を受けた場合は当初の交付）を受けた日から1年間とする。
- 8 「ち〜バリュ〜カード」の交付を受けた者が第6項各号に定める事項を遵守しない場合には、町はその者に対し、「ち〜バリュ〜カード」の返却を求めることができる。
- 9 町は、「ち〜バリュ〜カード」の交付状況等について、県から報告を求められた場合は、応じるものとする。

（個人情報の取扱い）

第11条 本事業により得られた個人情報は、健康増進に資する事業の推進に関すること以外には使用しないものとする。

（違反行為等に対する措置）

第12条 この要綱に違反する行為又は虚偽申告その他の不正の行為により得たポイントは、無効とする。

（その他）


第13条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則


この告示は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別記

第1号様式(第7条)



一宮町健康ポイント《申請用台紙》



参加者氏名	年齢	連絡先	住所
姓	歳	-	〒

健康ポイントを貯めて、協賛店でサービスが受けられる「ち〜パリュ〜カード」をもらおう！

1 健康チャレンジメニュー
 生活習慣を見直して、食事や運動に関する健康目標を設定してみましょう。3ヵ月以上実践できたら目標達成！
 達成ポイント10ポイントゲット！達成できるよう健康づくりに取り組みましょう。

《健康目標の例》

* 野菜をたっぷり食べる (例：一食で片手山盛り一杯分の野菜を食べる) * 朝食を抜かない
 * 減塩 (例：ラーメンのスープを半分残す、漬物に醤油をかけない) * 毎日ラジオ体操を行う
 * 〇時間睡眠をとる * 禁煙に取り組む * 毎日8,000歩ウォーキングするなど

メニュー	目標設定日	1ヵ月以上継続	
健康目標の設定 ※目標を下記に記載 []	年 月 日	達成した 回数	達成 ポイント

2 イベントメニュー ①の合計ポイント A pt

各種健（検）診や事業等に参加し健康ポイントを貯めよう。

メニュー	ポイント	参加 日	達成した健（検）診に 参加したイベント名を記載
各種 健 (検) 診			

50ポイント以上貯まったら
「ち〜パリュ〜カード」を申請しよう！ ②の合計ポイント B pt

合計達成ポイント (A + B)	pt	
達成日		交付日

※処理欄

受付印 年 月 日 一宮町長 様	住所	TEL	
	申請者氏名	(自宅)	(携帯)
	連絡先	Mail	

交付(年 月 日) ・ 不交付	処理者
------------------	-----

ち～バリュ～カード再交付申請書

「元気ちば！健康チャレンジ事業」に係る優待カード「ち～バリュ～カード」の再交付を申請します。
 なお、記入した内容は、事実と相違ありません。

申請理由	<input type="checkbox"/> 紛失・毀損 <input type="checkbox"/> その他()
該当要件	<input type="checkbox"/> 一宮町健康ポイント事業に参加し、一定以上のポイントを獲得した。
本人確認書類	保険証 免許証 その他()

(注) 処理欄には何も記入しないこと。